

定額自動送金サービス規定

1. 定額自動送金サービス(以下「本サービス」という)は、申込者本人(以下「依頼人」という)があらかじめ指定した振込日に、依頼人名義の預金口座(以下「申込口座」という)から振込金額を引落とし、指定の預金口座(以下「振込口座」という)に振込むものとします。
2. 本サービスにより振込を行う場合には、依頼人は別に定める当行所定の手数料(消費税相当額を含む)を、申込口座から自動引落としにより支払うものとします。
なお、当行所定の手数料に改定があった場合は、改定日以降は新手数料を適用するものとします。
3. 指定した振込日の前日に申込口座の残高が振込依頼金額と手数料の合算額に満たない場合は、その月の振込は取り止めるものとし、その際依頼人に対し特段の連絡は行わないものとします。
4. 申込口座からの振込金額および手数料の引落としにあたっては、普通預金規定(総合口座取引規定を含む)、当座預金規定に係わらず通帳および払戻請求書または当座小切手の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱います。
5. 本サービスによる振込金額および手数料に係わる領収証等の発行は行わないものとします。
6. 本サービスの取扱い期間中に振込口座、振込金額等の届け出内容に変更が生じた場合は、当行の申込口座のある本支店に直ちに届け出るものとします。
7. 振込口座が解約済等の事由により振込できない場合および残高不足の理由により本サービスが度々不能になる等、取扱いの継続に疑義が生じた場合は、依頼人に通知する事なく本サービスを解除する場合があります。
8. 本サービスの取扱いについて、万一紛議が生じても当行に責のあるものを除き一切の責任を負わないものとします。
9. (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上